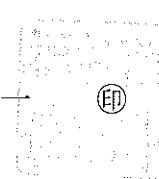


参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 7月28日

福井市長 東村 新一 

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

三本木集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年7月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人	0 経営体
個人	0 経営体
認定農業者	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・米の高付加価値化を図るためエコファーマー、遅植え等に取り組む。
- ・農地・水保全管理支払交付金を活用し、畦畔の除草や、排水路の清掃を取り組む。
- ・各農家が圃場の整備に取り組み均平化等を行い、作業効率の向上・米の品質向上に努めている。
- ・電気柵を設置し、獣害対策を実施していく。